

企業会計基準委員会 御中

平成18年2月27日
新日本監査法人
業務監理本部管掌 田中 章

「その他複合金融商品に関する会計処理（案）」に対する意見

貴委員会から平成18年1月27日に公表された上記の公開草案について、下記のとおり意見を取り纏めましたので本日提出します。宜しくお願ひ申し上げます。

記

1. 第6項について

(コメント)

「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がないものとして取扱う例」(以下①の例という。)が、本公開草案では第6項「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある例」(以下②の例という。)のただし書きとして示されているが、①の例は見出しをつけた独立した項として、第6項に対照させるように別に(例えば第7項)示すべきである。

(理由)

①の例及びその会計処理を示すことは本適用指針案公表の主目的の一つであると考えられるほか、①の例は②の例の例外という位置付けではなく、並列であることから両者を別個に独立した項目をもってそれぞれ明示すべきと考えられるからである。

2. 「結論の背景」の第26項後段及び第27項について

(コメント)

物価連動国債及び特別目的会社が高い信用力を有する利付金融資産を裏付けにして、当該特別目的会社以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込んで発行した複合金融商品の会計処理は、適用指針案において、第26項中段、後段及び第27項に示されているが、これらを「結論の背景」ではなく、本文で示すべき(例えば第7項の前)である。

(理由)

上記1.の理由にも記載したと同様に、本適用指針案公表の主目的であると考えられる会計処理の内容は、「結論の背景」や設例ではなく、適用指針本文において独立した項にお

いて規定すべきである。第 7 項以下で損益を調整する複合金融商品の処理等が規定されていることから、これらとの平仄をとることが必要であるとする。

以上